

川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱

制定 平成20年5月19日付 20川健庶第232号 市長決裁

改正 平成25年4月1日付 25川健庶第525号 健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市福祉施設整備資金融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する費用に関して、資金調達の円滑化を図り、もって、市内福祉施設の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人(設立予定のものを含む。)をいう。
- (2) 「福祉施設」とは、別表第1に掲げる福祉施設をいう。
- (3) 「融資」とは、川崎市福祉施設整備資金融資をいう。
- (4) 「借受者」とは、融資制度により資金を借り受けた社会福祉法人をいう。
- (5) 「連帯保証人」とは、借受者の債務履行について連帯して保証する者をいう。
- (6) 「取扱金融機関」とは、融資制度の趣旨に賛同し、かつ、この要綱に基づく諸条件による融資を行う金融機関をいう。

(融資の対象)

第3条 融資の対象は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する事業であること。
- (2) 社会福祉法第6条に基づき市が整備計画を認めた、別表第1に規定する高齢者福祉施設、児童福祉施設及び障害者関係施設並びにこれらに合築する社会福祉施設とする。

2 融資の内容は別表第2に掲げる次の施設整備費整備区分とし、資金の使途は次の費用とする。

- (1) 設計費、設計管理費
- (2) 建設費
- (3) 設備整備費

(融資限度額)

第4条 融資限度額は、次に定める額とする。

- (1) 融資の限度額は、当該福祉施設の整備費（保育所については、施設整備費補助基準額）から補助金及び贈与金を除いた法人自己負担資金に係る金額とし、上限は2億円とする。
- (2) 前号の限度額の計算は、独立行政法人福祉医療機構貸付金申込書の貸付限度額又は取扱金融機関が認めた額をもって算定する。

(融資期間)

第5条 融資の期間は、10年とする。

(融資利率)

第6条 融資の利率は、融資実施日の2営業日前における長期プライムレート（取扱金融機関が本市に証書貸付実績を有する場合にあっては、当該金融機関が適用する長期

プライムレート、それ以外の金融機関にあつては、本市指定金融機関が適用する長期プライムレートをいう。)に1%を上乗せした利率以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(連帯保証人及び担保)

第7条 借受者は、確実な連帯保証人を原則2人以上つけるものとする。

2 担保については、原則徴求しないものとする。

(返済方法)

第8条 借受金の返済は、原則として、元金について、融資実施日から1年間を据置き、年4回による元金均等返済とし、返済計画に基づき返済しなければならない。

(預託金)

第9条 市は、取扱金融機関に対して融資制度に係る原資の預託は、行わないものとする。

(申込方法)

第10条 融資の申込みをしようとする者は、市が交付した福祉施設の設置及び運営に関する選定通知の写し並びに取扱金融機関の求める資料を提出し、取扱金融機関の審査を受けなければならない。

(融資の決定)

第11条 取扱金融機関は、融資制度に基づく申込みを受けたときは、速やかに必要な調査及び審査を行い、適当と認めた場合に融資を決定するものとする。また、取扱金融機関は、個人情報保護の遵守に努めなければならない。

(融資資金の交付、支払)

第12条 取扱金融機関は、融資に関し所定の手続きを完了したときは、遅滞なく融資金を交付するものとする。

2 借受者は、資金融資を受けた場合は速やかに資金を請負業者に支払わなければならない。

(融資に係る指導)

第13条 市は、融資制度の目的が有効に達せられることを確保するため、必要に応じて融資に係る事業及び会計状況に関する報告を求めるなど、借受者に対して適正な指導を行うものとする。

(その他)

第14条 本制度を円滑に進めるため、市は必要な施策の実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

高齢者福祉施設	
1	老人福祉法（昭和 33 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する次の老人福祉施設 (1) 特別養護老人ホーム (2) 老人短期入所施設 (3) 軽費老人ホーム
児童福祉法等に基づく児童福祉施設	
1	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設
2	「特別保育事業の実施について」（平成 12 年 3 月 29 日 児発 247 号 厚生省児童家庭局長通知）に規定する特別保育事業を実施するために整備する場合も含む。また、「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成 6 年 6 月 23 日 児発第 605 号 厚生省児童家庭局長通知）に規定する乳幼児健康支援一時預かり事業を実施するために整備する場合も含む。
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条の規定に基づき認定する施設のうち保育所の用に供する部分を整備する場合を含む。
障害者関係施設	
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
2	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち次の障害福祉サービス事業を実施する施設 (1) 生活介護 (2) 自立訓練 (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援
合築する社会福祉施設	
社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を目的に整備された施設（上欄の高齢者福祉施設、児童福祉法等に基づく児童福祉施設及び障害者関係施設を除く。）	

別表第 2 (第 3 条関係)

創設	新たに施設又は設備の整備を行うこと。
増築	既存定員の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。